

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第14回）

日時：令和2年6月18日（木）11:00～

場所：大会議室

1 開会

2 議題

(1) 国・県・市の対応状況（事務局）

(2) 公共施設の利用について（農林部・地域振興部）

(3) 報告事項

①特別定額給付金事業について（環境福祉部）

②商工観光関係の取組について（産業文化部）

③学校運営における留意事項（改訂版）について（教育委員会）

④総合相談窓口実施状況（事務局）

(4) その他

3 閉会

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏 名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	山田 賢一	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	池上 真司	副本部長
企画財政部長	野口 薫	
総務部長	玉置 晃隆	
総務部参与	落合 勉	
総務部参与	森上 讓	
税務部長	左居 薫	
環境福祉部長	森山 誠二	
環境福祉部参与	藤井 浩次	
こども保健部長	飯田 早苗	
産業文化部長	明楽 智雄	
産業文化部参与	今村 弘樹	
農林部長	福島 康弘	
都市建設部長	岡部 卓史	
地域振興部長	二宮 俊幸	
水道局長	山本 将司	
教育次長	粟野 道夫	

【関係機関】

津山市医師会長	宮本 亨	
津山中央病院 総合内科・感染症内科医長	藤田 浩二	
岡山県美作保健所 企画調整情報課 副参事	福原 芳恵	

【事務局】

こども保健部次長	鏡 真由美	
こども保健部次長	馬場 陽子	
こども保健部次長	平井 良幸	
こども保健部次長兼健康増進課長	谷口 克典	
健康増進課企画参事	久永 知明	
健康増進課主幹兼保健指導係長	大杉 慎二	
健康増進課主幹	安本 勝博	
健康増進課主査	野村 知恵子	
健康増進課主任	浦上 雅彦	
健康増進課主任	樋口 夕季	
健康増進課主任	堀 正治	
総務部次長兼危機管理室長	高見 典幸	

(1)国・県・市の対応状況

1) 国の対応状況 (5月28日以降)

- ・5/29 第15回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の開催(別添資料1)
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」の公表
- ・6/2 唾液を用いたPCR検査を導入
- ・6/4 第37回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
- ・6/12 第16回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の開催
⇒退院基準等を見直し

2) 県の対応状況 (5月28日以降)

- ・5/28 第20回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る協力のお願ひ」
 - ①外出等に関する県民への協力のお願ひ
 - ②事業者の皆様へのお願ひ
 - ③イベント等を主催される方へのお願ひ
- ・6/17 第21回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
 - ①県民の皆様へのメッセージ
 - ②事業者の皆様へのお願ひ
 - ③イベント等を主催される方へのお願ひ

3) 市の対応状況 (5月28日以降)

- ・5/28 「第13回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催
⇒感染症拡大防止、夏季休業期間の短縮、公共施設の利用再開等について協議
- ・6/1 「新型コロナウイルス感染症対策本部総合相談窓口」について、津山すこやか・こどもセンター(健康増進課)に移し、業務を継続
- ・6/18 「第14回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催

感染症拡大防止について【改定案】

令和2年6月18日

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のポイントにご留意ください。

【外出にむけてのお願い】

- ・外出は原則自由とし、飲食や買い物など普段通りの活動を再開する。ただし、クラスターが発生している施設への出入りは、感染防止策の状況を確認し、慎重に判断する。
(※クラスターとは、感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団)
- ・県外の移動については、仕事や帰省における制限はしない。観光は、まずは、県内や近隣県から始める。いずれの場合も、移動先の流行状況や各都道府県が出す情報を確認して慎重に行動する。
- ・国の専門家会議で示された新しい生活様式(生活スタイル)を実践する。

【イベントなど自粛するもの】(3つの密に該当するもの)

- ・多数の人と1メートル以上距離がとれない場所で会話するなど、密に接するもの
- ・天井の低い会議室等閉鎖空間で多数の人が密集して、長時間過ごすもの
- ・全国規模のもの、または流行地域などからの参加が見込まれるもの
- ・流行地域において実施するもの

※概ね1,000人以上のイベントの開催は自粛する。

※屋内で開催する場合は、収容定員に対する参加人数割合を半分程度以内とする。

2 イベント等を開催する場合、次の「感染防止策」を講じてください。

【イベント等開催時に必要な予防策等】

- (1) 感染防止の徹底を周知する（手洗いやマスクの着用など咳エチケットの徹底、消毒液の設置、注意喚起チラシ等の掲示、参加者が共通に触れる場所・設備等の消毒）。
- (2) 感染拡大を防止するために密閉・密集・密接の「3つの密」をできる限り避ける取組を徹底する。
 - ・屋内(室内)で実施の場合、こまめに換気を行う（1時間に2回程度）。
 - ・人を密集させない環境を確保する（会場の広さを確保する。又は、会場に入る定員を少なめにする）。
 - ・人との距離が近い対面での会話などが一定時間以上続かないよう工夫する（お互いの距離を1メートル以上あける）。
 - ・お互いの距離が取れない場合は、パーティション等の活用も検討する。
- (3) 体調不良の方（風邪のような症状がある方）には参加の自粛を要請する（参加者やスタッフの健康管理を徹底する）。
- (4) 感染者が発生した場合に備えて、連絡先を把握するための参加者名簿を作成する。

※ なお、この内容は今後の状況をふまえ、変更する場合があります。

(3) 報告事項

①特別定額給付金事業について (6/18 現在)

○申請・給付状況

(1) オンライン申請

申請件数 882件 うち不備 99件 (約11%)

給付済 783件 (給付額1億9,760万円)

不備の状況 主なもの ・世帯主以外の申請
・添付書類の不備

(2) 郵送 (5/18 発送) した申請書による申請

約44,000件

※書類不備で返送 約1,500件

(3) 振り込み件数 (オンライン・郵送分)

42,359件 93%

(給付額94億6,860万円)

※1日あたり約100~200件の郵送による申請があり、翌日までに審査と入力を終え、週2回の振込を行っている。(届いてから1週間程度で振込)

基準日 (4/27) 時点での給付対象世帯数 45,462世帯

②商工観光関係の取組について

1. 新型コロナウイルスに関する経営等相談窓口

令和2年3月9日の開設以降、累計相談件数は206件（6／16現在）

2. セーフティネット保証の申請件数

令和2年3月以降の申請件数は累計で464件（6／16現在）

県が創設した新型コロナウイルス感染症対応資金の取扱が5月1日から開始されたのを受けて、民間金融機関からの問合せや保証等の認定申請が大幅に増加している（5月以降の申請件数は404件）。

業種別の申請状況は、小売業が142件、飲食業が56件、医療、理美容、学習関係をはじめとしたサービス業が187件、建設業が35件、製造業が35件、その他が9件となっている。

3. 小規模事業者緊急支援金の申請件数

5月20日から申請受付を開始した小規模事業者緊急支援金（2月～4月のいずれか1カ月の売上が前年の月平均売上より20%以上減少するなどの場合に小規模事業者に20万円を給付）の申請件数は1,637件（6／16現在）となっている。

業種別の申請割合は、卸・小売業が37.7%、サービス業が29.2%、製造業・その他が33.1%となっている。

当該支援金は、郵送での申請を原則とするが、6月30日までの平日、アルネ・津山4階の地域交流センターに相談及び申請の窓口を開設中である。

4. 緊急雇用創出事業について

パートやアルバイト、学生などの支援策として、市が臨時的に雇用する当該事業については、小規模事業者緊急支援事業の事務支援等で具体の動きがスタート。令和2年8月末までの事業実施期間において、募集情報を随時、市のホームページ等で周知する。採用人数106人（6／16現在）

③学校運営における留意事項 (改訂版)

津山市教育委員会
令和2年6月12日

1 児童生徒の健康・安全について

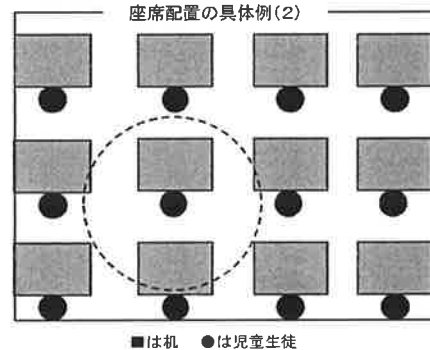
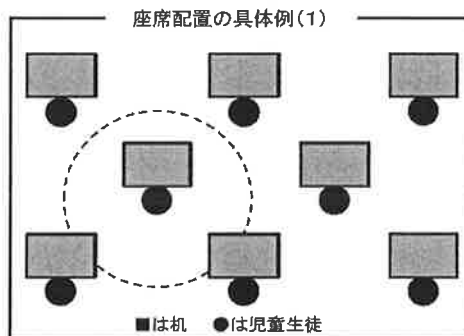
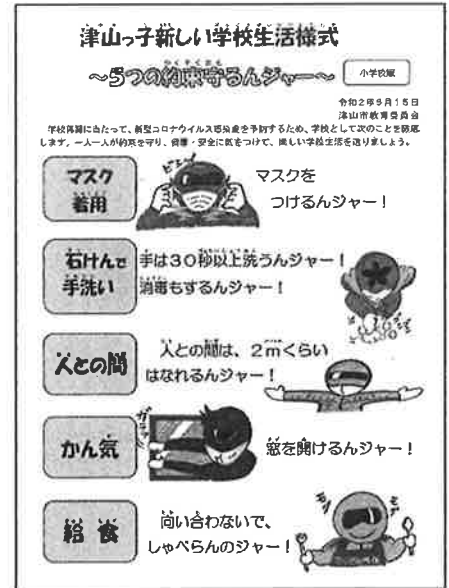
(1) 健康観察

- ① 毎朝、体温を測り、発熱・咳などの症状がある場合は、登校を控えていただくよう保護者に周知する。
- ② 家庭で登校前に検温をしていない児童生徒等に対しては、学校で体温を測定する。

(2) 基本的な感染症対策

※「津山っ子5つの新しい学校生活様式」参照

- ① 児童生徒及び教員は、マスクを着用すること。また、教員は、児童生徒までの距離を可能な限り離す。(1～2m程度)
- ② 石けんでの手洗いの徹底・手指消毒用アルコールの活用、咳エチケット等の基本的な感染症対策に関する指導を行う。
- ③ 教室等においては、座席間を離して着席するなど、できるだけ児童生徒間の距離(1m程度)を離すよう配慮する。距離の確保が難しい学級については、マスク着用とこまめな換気を徹底する。



- ④ 可能な限り、窓は常時開けておく。難しい場合は、適度に換気を行う。その際、原則として2方向の窓を同時に開ける。
- ⑤ 給食中は、机を向かい合わせにせず、会話をしないよう指導する。
- ⑥ 学校施設については、特に児童生徒が手を触れる場所(教室のドア・手すり・スイッチ等)を1日1回消毒する。

2 学習について

- (1) 単元計画を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、学び残しがないようにする。夏季休業期間の取り扱いについては別途示す予定。(削除)
- (2) 感染拡大防止の観点から以下のようなリスクの高い学習活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、検討し実施すること。(変更)
 - ① 身体の接触を伴う活動(生活・体育・外国語活動・外国語・英語・音楽等)
 - ② 調理等の実習(家庭科・自立活動等)
 - ③ 長時間活動するグループ学習(生活・総合的な学習の時間・特別活動等)

④ 歌唱や口に触れる楽器の演奏（音楽等）

(3) 一定期間欠席した児童生徒の学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施したり、追加の家庭学習を適切に課す等の必要な手立てを講じる。

(4) 授業中、水分補給をさせ、熱中症予防に努める。

3 部活動について

(1) 急な運動は避け、徐々に身体をならしていく。

(2) 可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する場合は、できる限りの換気に努める。

(3) 密集せずに距離をとって行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。

(4) 用具等の共用は、可能な限り避ける。

(5) できる限りマスクを着用することが望ましい。

(6) 部室、更衣室の使用については、一斉に使用しないなどの工夫をする。

4 熱中症対策について

(1) 基本的には常時マスクを着用することが望ましいが、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外しても良い。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなど配慮すること。(追加)

5 感染者等に対する偏見や差別について

(1) 学級担任や養護教諭等を中心に、児童生徒等の状況を的確に把握し、教育相談等の実施やスクールカウンセラー、教育相談電話等を活用し、一人一人の不安に寄り添う。

(2) 誹謗中傷やデマ等、偏見や差別につながるような言動を見逃さず、毅然とした態度で対応する。

(3) 児童生徒・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報管理を徹底する。

(4) 資料「新型コロナウイルス感染症の予防」等を活用しながら児童生徒に感染症の予防についての正しい知識を身につけさせる。



出典：文部科学省

6 保護者への情報発信について

(1) 保護者が児童生徒を学校へ安心して送り出せるよう、学校の健康安全対策や心のケアについて、学校だよりや学級通信等で知らせる。

(2) 今後の変更された教育課程をわかりやすく丁寧に説明する機会を設ける。

*教育活動全般において対応を判断する場合には「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』(R2.5.22 文部科学省【R2.6.2 事務連絡】)を参照すること。

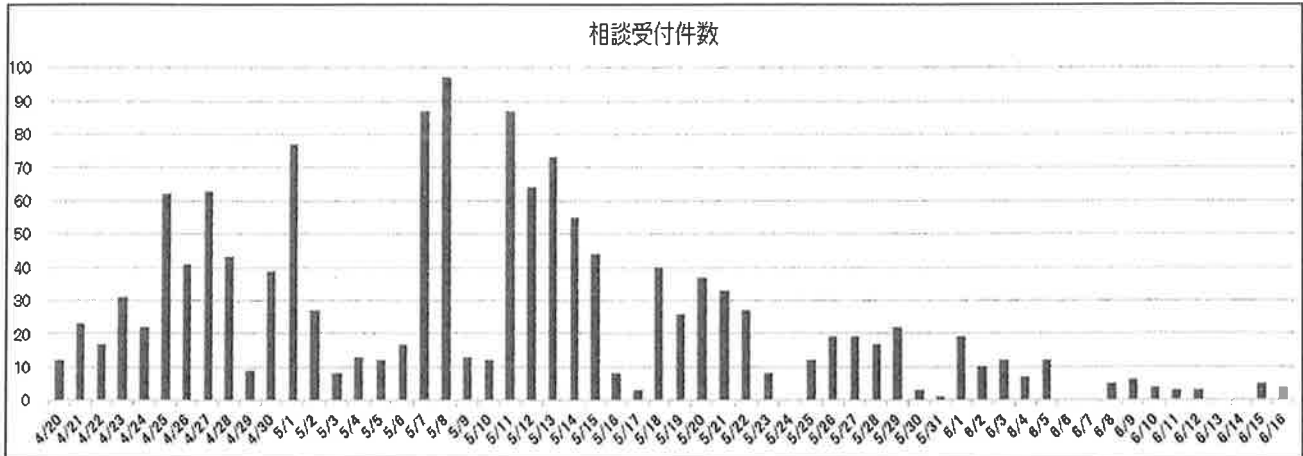
*マスクの着用については「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(R2.5.21 文部科学省【R2.5.22 事務連絡】)を参照すること。

④総合相談窓口実施状況

(令和2年4月20日から6月16日まで)

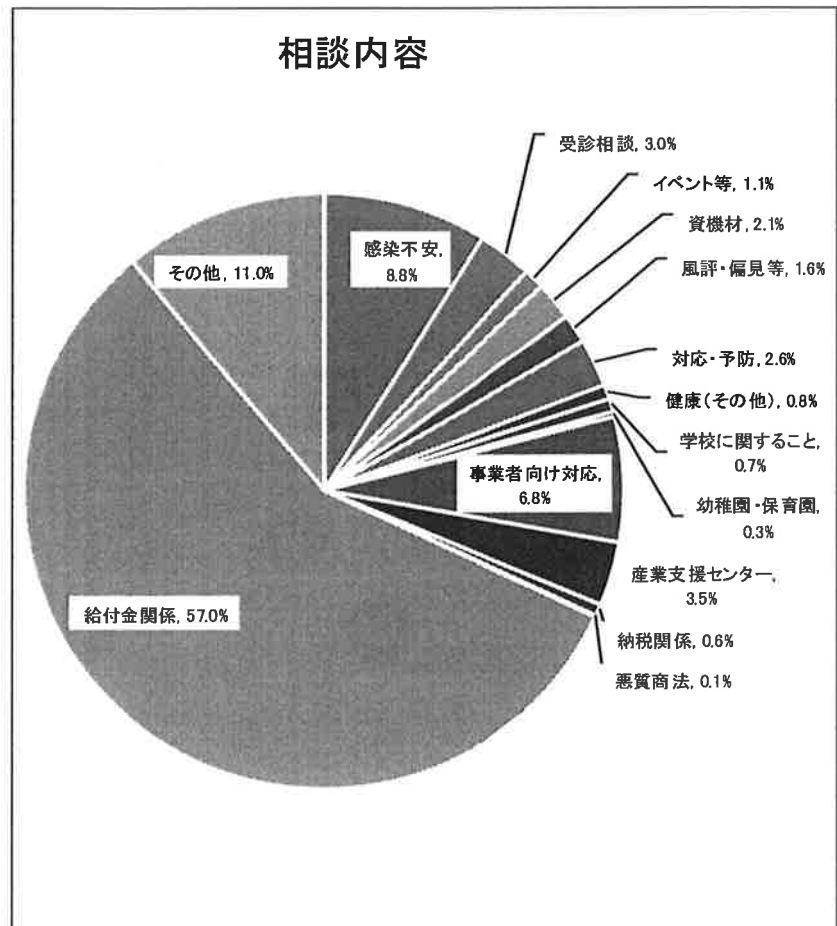
相談合計

1,413件



相談内容

相談内容	件数
感染不安	125
受診相談	42
イベント等	16
資機材 (マスク・消毒液・ティッシュ他)	30
風評・偏見等	22
対応・予防 (消毒配置や普及啓発、市・国・県の対応)	37
健康(その他)	11
学校に関すること	10
幼稚園・保育園	4
事業者向け対応	96
産業支援センター	49
納税関係	9
悪質商法	1
給付金関係	806
その他	155
合計	1,413



新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月29日）の概要

○感染状況が落ち着いている今、次なる波を見据えて今後必要な対策等について提言。

1. 感染状況等の評価

○ 世界では、新規感染者が1日10万人以上となるなど、感染拡大が継続。

2. 感染者数等の動向についての現段階の評価

○ 新規感染者数・死亡者数が一定程度抑えられた理由に、市民の衛生意識の高さや行動変容の要請への協力の度合いの高さ、国民皆保険制度、保健所機能などによる影響のほか、以下の3点が考えられる。

① 感染拡大の検出が早期になされたこと

・ 諸外国に比べ、初期段階でより多くの感染者・クラスターを検知

② 効果的なクラスター対策がなされたこと

・ 「感染者」を起点としてその接触者（将来の発症者）を探すだけでなく、複数の「感染者」から共通の感染源となった「場」を「さかのぼり」により特定。その場にいた人を洗い出す。

③ 緊急事態宣言が次のような効果を上げたこと

・ 企業活動を含め、人々の接触機会が継続して抑制
・ 特措法による外出自粛要請や施設使用制限等による感染抑制
・ 地方都市への感染拡大防止

3. 今後の政策の在り方 ～次なる波に備えた安全・安心のためのビジョン～

○ この間の経験を通じて明らかになった課題に対し、目指すべき政策の方向性

① 「検査体制」の更なる強化

② 「医療提供体制」の更なる強化

③ 「保健所機能」「サーベイランス」「感染予防対策」の強化

・ 院内・施設内等での感染予防対策等を含む。

④ 治療法・治療薬の確立、ワクチン等の開発の促進

4. 宣言解除後における市民生活・事業活動の段階的な移行

○ 「3つの密」の回避、基本的感染症対策、「新しい生活様式」の実践

○ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守

5. 都道府県等の対応

○ 知事のリーダーシップの下、次なる波に備えていく必要。

・ 次なる波に備えた体制整備のためのチェックリストを活用